

平成24年第4回幸田町議会定例会会議録（第6号）

議事日程

平成24年12月25日（火曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第50号議案 幸田町部設置条例の一部改正について
第51号議案 幸田町職員定数条例の一部改正について
第52号議案 幸田町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
第53号議案 幸田町監査委員に関する条例の一部改正について
第54号議案 幸田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
第55号議案 幸田町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について
第56号議案 幸田町道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について
第57号議案 幸田町道路に設ける道路標識の寸法等を定める条例の制定について
第58号議案 幸田町準用河川管理施設等の構造に関する技術的基準を定める条例の制定について
第59号議案 幸田町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
第60号議案 幸田町都市公園条例及び幸田町下水道条例の一部改正について
第61号議案 幸田町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
第62号議案 幸田町営住宅条例の一部改正について
第63号議案 幸田町営住宅等整備基準条例の制定について
第64号議案 平成24年度幸田町一般会計補正予算（第4号）
第65号議案 平成24年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）
第66号議案 平成24年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
陳情第6号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充について
陳情第7号 生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める陳情書
陳情第8号 安全・安心の医療・介護案件のための夜勤改善大幅増員を求める陳情書
陳情第9号 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情書
陳情第10号 「愛知県の福祉医療制度の存続・拡充を求める意見書」の提出を求める陳情書
陳情第11号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書
陳情第12号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書
陳情第13号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料女性の拡充を求める陳情書
陳情第14号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の採択を求める陳情

書

- 日程第3 議員提出議案第4号 幸田町議会委員会条例の一部改正について
議員提出議案第5号 幸田町議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について
議員提出議案第6号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書（案）の提出について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

- | | | |
|-----------|-----------|------------|
| 1番 中根秋男君 | 2番 杉浦あきら君 | 3番 志賀恒男君 |
| 4番 鈴木雅史君 | 5番 中根久治君 | 7番 浅井武光君 |
| 8番 酒向弘康君 | 9番 水野千代子君 | 10番 夏目一成君 |
| 11番 笹野康男君 | 12番 内田等君 | 13番 丸山千代子君 |
| 14番 伊藤宗次君 | 15番 大獄弘君 | 16番 池田久男君 |

欠席議員（1名）

- 6番 都築一三君
-

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大須賀一誠君	副町長	成瀬敦君
総務部長	杉浦護君	健康福祉部長	伊藤光幸君
参事	長谷寿美夫君	環境経済部長	鳥居元治君
建設部長	鈴木富雄君	会計管理者	中山豊君
総務部次長兼 総務課長	大竹広行君	建設部次長兼 都市建設課長	近藤学君
教育長	内田浩君	教育部長	春日井輝彦君
消防長	近藤弘君	消防次長兼 庶務課長	山本正義君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 鈴木久夫君

○議長（池田久男君） 皆さん、おはようございます。

何かと御多忙のところ、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、ありがとうございました。

ここで、御報告いたします。6番、都築一三議員は、体調不良のため本日の会議を欠席する届け出がありましたので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますから、これより本日

の会議を開きます。

開議 午前9時00分

○議長（池田久男君） ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 杉浦 護君 登壇〕

○総務部長（杉浦 護君） おはようございます。

過日開催されました議案質疑及び文教福祉委員会におきまして要求のございました資料について、本日、お手元のほうに配付をさせていただきましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

〔総務部長 杉浦 護君 降壇〕

○議長（池田久男君） 本日、説明のため出席を求めた者は理事者14名であります。

議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（池田久男君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を11番 笹野康男君、12番 内田 等君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（池田久男君） 日程第2、第50号議案から第66号議案までの17件と陳情第6号から陳情第14号の9件を一括議題といたします。

これより委員長報告を行います。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

8番、酒向弘康君。

〔8番 酒向弘康君 登壇〕

○8番（酒向弘康君） おはようございます。

審査報告書の朗読をもって報告いたします。

総務委員会審査結果報告書

平成24年12月25日

議長 池田久男様

委員長 酒向弘康

平成24年第4回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に報告いたします。

第50号 幸田町部設置条例の一部改正について。行政サービスの向上を図り、かつ、社会情勢の変化に柔軟に対応する行政組織として整備する必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決しました。

第51号 幸田町職員定数条例の一部改正について。社会情勢の変化に対応するための

職員の適正配置に伴い、必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第52号 幸田町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について。地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第53号 幸田町監査委員に関する条例の一部改正について。監査委員事務局設置に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第64号 平成24年度幸田町一般会計補正予算（第4号）中、歳入全部、歳出15款、第3条。第1条、歳入全部1,688万円減額、歳出15款総務費5,460万円減額。第3条、地方債補正。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上です。

〔8番 酒向弘康君 降壇〕

○議長（池田久男君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

7番、浅井武光君。

〔7番 浅井武光君 登壇〕

○7番（浅井武光君） おはようございます。

産業建設委員会審査結果報告書を朗読をもって報告いたします。

産業建設委員会審査結果報告書

平成24年12月25日

議長 池田久男様

委員長 浅井武光

平成24年第4回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告いたします。

議案番号、議案名、概要、結果の順に読み上げます。

第54号 幸田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第55号 幸田町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第56号 幸田町道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第57号 幸田町道路に設ける道路標識の寸法等を定める条例の制定について。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第58号 幸田町準用河川管理施設等の構造に関する技術的基準を定める条例の制定に

ついて。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第59号 幸田町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令等の一部を改正する省令の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第60号 幸田町都市公園条例及び幸田町下水道条例の一部改正について。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備等に関する政令の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第61号 幸田町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令等の一部を改正する省令の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第62号 幸田町営住宅条例の一部改正について。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第63号 幸田町営住宅等整備基準条例の制定について。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び公営住宅法施行規則及び公営住宅等整備基準の一部を改正する省令の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第64号 平成24年度幸田町一般会計補正予算（第4号）中、歳出35款・40款・45款。第1条、歳出35款農林水産業費270万円減額、40款商工費20万円追加、45款土木費330万円減額。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第66号 平成24年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）。第1条、歳入歳出120万円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上で報告を終わります。

〔7番 浅井武光君 降壇〕

○議長（池田久男君） 次に、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

9番、水野千代子君。

〔9番 水野千代子君 登壇〕

○9番（水野千代子君） おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって報告といたします。

文教福祉委員会審査結果報告書

平成24年12月25日

議長 池田久男様

委員長 水野千代子

平成24年第4回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

第64号 平成24年度幸田町一般会計補正予算（第4号）中、歳出20款・25款・55款。第1条、歳出20款民生費4,772万円増額。25款衛生費850万円減額。55款教育費430万円増額。第2条、債務負担行為。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第65号 平成24年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）。第1条、歳入歳出110万円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第6号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書。国、県等に対し、介護・福祉・医療など社会保障の施策の拡充を求める意見書の提出及び市町村の福祉施策の充実を求める陳情。賛成なしをもって不採択すべきものと決した。

陳情第7号 生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める陳情書。国に対し、生活保護基準の引き下げはしないこと、生活保護の老齢加算の復活、生活保護費の全額国庫負担を求める意見書の提出を求める陳情。賛成なしをもって不採択すべきものと決した。

陳情第8号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善大幅増員を求める陳情書。国に対し、安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善大幅増員を求める意見書の提出を求める陳情。賛成なしをもって不採択すべきものと決した。

陳情第9号 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情書。国に対し、介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める意見書の提出を求める陳情。賛成なしをもって不採択すべきものと決した。

陳情第10号 「愛知県の福祉医療制度の存続・拡充を求める意見書」の提出を求める陳情書。愛知県知事に対し、福祉医療制度の存続・拡充を求める意見書の提出を求める陳情。賛成なしをもって不採択すべきものと決した。

陳情第11号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書。国に対し、私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情。全員一致をもって採択すべきものと決した。

陳情第12号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書。愛知県知事に対し、私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情。賛成なしをもって不採択すべきものと決した。

陳情第13号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書。私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情。賛成なしをもって不採択すべきものと決した。

陳情第14号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の採択を求める陳情書。国に対し、保険でより良い歯科治療の実現を求める意見書の提出を求める陳情。賛成な

しをもって不採択すべきものと決した。

以上でございます。

〔9番 水野千代子君 降壇〕

○議長（池田久男君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。

ございませんか。

以上で、総務常任委員長の報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、産業建設常任委員長報告に対する質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 62号議案 幸田町営住宅条例の一部改正ということで、結果は賛成多数ということですが、どういう議論の経過を経てこういう結果になったのか、説明をいただきたい。

○議長（池田久男君） 7番、浅井君。

○7番（浅井武光君） 町営住宅の関係については、自主性を重んじるということから、改革の推進を図っていくということでありまして、この中では、地域主権の改革ということでありまして、幸田町の町営住宅の条例も一部改正する必要があるということでありまして、その中で管理事務所とか緑地等に対して適応性道路とか、そういうものを用語として入れていくよということでありまして、

ただ、同時に、第7条の入居者の資格については、老人を高齢者という形の表現に変えたり、福島復興再生特別措置法に基づく入居者の資格を追加しているということでありまして、

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、そういう内容は条例の中に書いてあるわけです。ですから、そういう条例の審議の経過を踏まえて、結果としては賛成多数ということですから、その審議の経過の中で反対という形でいろいろな意見が出され、あるいは問題点も指摘されたというふうに私は思います。そうした点で、審議の経過はどうであったかということでお尋ねをしているものであります。

○議長（池田久男君） 7番、浅井君。

○7番（浅井武光君） 要は皆さん、皆さんというよりも、委員の中から、20万円から15万8,000円ということで引き下げられた。このことについては、委員で協議したと申しますか、意見が出たということでありまして、15万8,000円ということで引き下げられた、これによっては2009年以前の入居要件に戻すべきではなかろうかという意見もありましたけれども、一応委員の中では15万8,000円で決めさせていただいたということでありまして、

○議長（池田久男君） ほかにございませんか。

以上で、産業建設常任委員長の報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 64号議案の幸田町一般会計補正予算の関係で、概要の中で、民生費及び教育費が増額という表現がしてあります。増額というのは、私は随分久しぶりに見たなというふうな思いもするわけですが、増額と、そのすぐ下の65号議案は追加という形になっている。追加と増額の使い分けをされているわけですが、この増額と追加の違い、どういう使い分けの考え方でなされたのか、説明がいただきたい。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 増額と追加の区分でございますが、別段、区分は、これだから増額とか、これだから追加というような差し当たっての審議もございませんし、私自身も差し当たっての疑問は感じないところでございました。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなたがそういう分けたことについての考えは別段ないよと言われるのはわからないでもないけれども、文書として残って、「片や増額ですよ、片や追加ですよ。特段の意味はございませんよ。よろしく御理解を」と、こういう内容であります。しかし、言葉が違えば内容が違ってくる。これが物事、あるいは日本語の意味とする内容を持っているというふうに思います。ですから、ここら辺はやはり、内容的に、あるいは内容というよりも、性質が違うというものが明確にされて増額あるいは追加という文言が記されてしかるべきだろうというふうに思うわけですよ。そして、「特段に別がないではないか」と言われると、「おい、ちょっと待ってくれよ」と、こういう思いもいたします。

したがって、これはほかの委員会の結果の関係も、予算にかかわっては、減額というのは全部統一しているという点でいきますので、増額するのか、追加するのか、その誤字についてどういうふうな見解なり解釈があるかというものも統一していかないと、その日の気分、感情で、「私は増額がいいや」と。あしたになったら、「いや、やはり追加がいいわ」と言ったら、これは整理できていかないというふうに思います。

そうした点で、委員長に特段の意味合いはないよと言われても、「よっしゃ」というわけにはまいらない。しかし、意味合いとしては考え方、扱いの問題については統一されていくべきだろうなというふうに思いますが、委員長の見解をお尋ねいたします。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 今後、統一をさせていただきたいというふうには私は思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） ほかにございませんか。

なければ、以上で、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、上程議案17件と陳情9件について、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

13番、丸山君。

〔13番 丸山千代子君 登壇〕

○13番（丸山千代子君） 第62号議案 幸田町営住宅条例の一部改正について、反対の立場から討論をいたします。

地域主権一括法については、国会では国が果たすべき責務の後退であり、国の責任で守るべきナショナル・ミニマムを社会保障初め各分野で放棄し、国民生活を支える行政サービスの後退につながる重大な内容を含んでいるとして日本共産党は反対をいたしました。

今回の自治体への権限委譲と義務づけ、枠づけの見直しと条例化については、国の基準を引き下げるものではないものであり、すべて反対するものではありません。しかし、幸田町営住宅条例の一部改正については、町営住宅に入居できる階層を月額15万8,000円以下に定めることについては反対するものであります。

国の公営住宅の改悪に伴い、2009年度以降、それまでの月額20万円から15万8,000円へと大幅な引き下げが行われました。それまでは収入の低いから20%強の世帯が町営住宅へ応募可能であったのが、引き下げによって10から10数%しか応募できないなど、こうした入居の道を閉ざし、貧困層に絞り込む政策をとりました。このため、入居世帯は高齢者、低所得者層で占められております。

条例化に当たっては、収入基準を2009年度以前に戻し、小・中学生以下の子供がいる子育て世帯などにも幅広く入居できるように入居基準を緩和し、幅広い世代の方が入居できるようにすべきであると主張するものであります。地域主権の名のもとに、入居階層の貧困層への限定化を進めるのではなく、良質で安価な住宅を安定的に供給し、公的な援助をすることは国や地方自治体の当然の責務であると主張し、反対討論といたします。

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（池田久男君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

13番、丸山君。

〔13番 丸山千代子君 登壇〕

○13番（丸山千代子君） 陳情第6号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書について、討論をさせていただきます。

委員長報告は、不採択であります。賛成の立場から討論をさせていただきます。

年金はどこまで減るのか、若い世代は年金が保障されるのか、また、保育園に入れにくい、医療、介護の負担が重いなど、社会保障の現状と未来に国民が不安を抱いている現状がございます。

そして、民主、自民、公明3党が強行した消費税増税と社会保障切り捨ての一体改革が国民の不安と不信をますますかき立てております。解散直前の国会では、民主党、自民党、公明党談合に基づく社会保障の改悪で、公的年金やひとり親家庭、障害児への手当などを3年間連続でカットする法改悪をどさくさ紛れに強行をしたものでもあります。3党合意に沿って社会保障制度改革国民会議を発足させていただきましたが、一体改革法の大きな柱である社会保障制度改革推進法の具体化であります。

この推進法は、社会保障は自己責任として、国の社会保障への公的責任を大きく後退させる方向を打ち出し、消費税増税と抱き合わせで医療、介護、年金、子育て、生活保護などの改悪を明記した社会保障解体宣言であります。

こうした状況の中から、この陳情の主な点は、自治体の基本的なあり方について、憲法25条や地方自治法第1条を踏まえ、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実を願う

ものであります。医療・介護・年金など社会保障の改悪や派遣切り、リストラなどによって国民の命と暮らしが脅かされております。生活不安、家族崩壊などが増加し、自殺や介護殺人、子供の虐待など悲惨な状況が後を絶ちません。

陳情項目は、幸田町において実現しているものも、また、これからのものもあります。貧困と格差が広がり固定化する中で、社会保障を充実し、安心して暮らせる社会にすることが何より求められております。そのためにこの陳情を採択し、町民の願いにこたえていただきますよう求めるものであります。

次に、陳情7号 生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める陳情書についてであります。

委員長報告は、賛成なしの不採択であります。賛成の立場から討論をいたします。

景気雇用情勢の悪化を背景に、生活保護受給世帯がふえ続けております。生活保護制度は、今、213万人を超える国民の命と暮らしを支えており、幸田町にあっては、9月末現在で47世帯67人が受給しております。その生活保護予算を削減しようと民主党政権にあっては引き下げをねらい、また、自民党は給付水準の10%切り下げを主張するなど、生活保護バッシングで社会保障を切り捨てようとしております。

生活保護基準を検証している社会保障審議会の生活保護部会では、所得の低いほうから10%の世帯の消費水準と比較して生活保護基準を検証することが確認され、生活費である生活扶助費基準額の引き下げをねらうものであります。また、年齢、世帯人員、地域ごとに設けられている扶助額の差も検証し、見直すという方向であります。

政府は、生活保護利用者の制度からの締め出しや生活保護費削減のため扶助を断る親族への説明責任、医療費の一部負担導入なども検討するなど、最後のセーフティーネットが利用しづらいものになってしまいます。これは、政治がみずから憲法25条を否定する動きではないでしょうか。

生活保護は最低賃金や住民税、保険料、福祉制度の基準ともなっており、その引き下げは国民生活に大きな影響を与えます。新政権による生活保護基準の引き下げをしないように、国に対して意見書を提出するように求めて賛成討論といたします。

次に、陳情第8号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善大幅増員を求める陳情書についてであります。

医療現場の、特に医師、看護師、介護職場職員の不足は大変深刻であり、改善が求められるものであります。陳情趣旨として、厚生労働省は看護師等の勤務環境の改善なくして持続可能な医療提供体制や医療安全の確保は望めない。夜勤交替制労働者の勤務環境改善は喫緊の課題として、改善の必要性を認識しております。しかし、現状では2交替制勤務によって16時間以上の長時間夜勤は日本医労連調査では64%、日本看護協会調査では87.7%にも達しております。16時間夜勤の実態は、休憩を含んだ拘束時間17時間以上であり、前後の残業で労働時間はさらに長くなり、24時間以上起きていなくてはならない状態となっております。こうした状況では、命を守る病院、介護施設現場で働く看護師、介護職員の大幅増員と夜勤改善は必要であります。また、緊急搬送において、医療体制がとれないからと病院の患者受け入れ拒否、近隣においても幸田町の患者の受け入れ拒否などの実態も出てきており、深刻な状況であります。

安全・安心の医療・介護は住民の願いであり、こうした医療環境、労働環境を改善していくためにも陳情を採択し、国に対して意見書を求めるものであります。

次に、陳情第9号 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情書についてであります。

2012年4月の改正介護保険法で介護職員処遇改善交付金が介護報酬に組み込まれ、処遇改善加算が新設されました。しかし、この加算は例外的かつ経過的な取り扱いとされており、3年で廃止をし、2015年度以降は各サービスの基本報酬に包括化することが明記をされました。また、支給限度額の対象からは外されたものの、加算として利用料に直接反映することから、多くの利用者からは、職員の処遇改善に要する費用をなぜ利用料として負担しなければならないのかという疑問や怒りの声が上がっております。それまでは介護職員処遇改善交付金として国から基金として交付され、介護職員の人件費アップに対し助成が行われていました。ところが、介護報酬に組み込まれたことによって、利用者が負担をし、処遇改善に対する国庫負担は削減であり、国の責任を縮小させるものであります。

介護職員の賃金、また、労働環境は劣悪であり、ワーキングプアをつくり出す職場であることが問題となり介護職員処遇改善が図られてきましたが、いまだに過重労働、低賃金労働が改善されず、サービス残業、また、無報酬なども実態として存在し、ボランティア精神に支えられている場面があります。安心して介護保険が利用できるためにも、介護職員の待遇改善と人材確保は不可欠であります。そのためにも国に対して改善を求めるよう意見書提出を求めるものであります。

次に、陳情第10号 「愛知県の福祉医療制度の存続・拡充を求める意見書」の提出を求める陳情書についてであります。

9月議会に提出された陳情と同様に、今回においても委員会では賛成者なしで不採択であります。採択を求める立場から討論をしております。

県下では、福祉医療存続を求める陳情の採択状況は、25市町村で趣旨採択が2市、合わせて27市町村が県に対して意見書を提出している実態がございます。今回の陳情書は、不採択をした自治体に対して再度の要請であります。まず、その陳情内容を酌み取るよう求めるものであります。

福祉医療制度とは、国の公費負担医療制度の対象とされていない生徒で、子供、障害者、母子父子家庭、高齢者等が安心して医療を受けられるよう、医療保険の自己負担分を無料にする愛知県独自の制度であります。しかし、愛知県は子供、障害者などの医療費無料制度の見直しの検討を初めてまいりました。

その結果、愛知県の福祉医療の対象者が削減され、一部負担金や所得制限が導入される心配があります。子ども医療費は、愛知県の対象者は通院が小学校入学前まで、入院が中学校卒業までとなっており、幸田町ではさらに上乘せし、入院、通院とも中学校卒業するまで医療費無料制度が実施され、子育て世代からは大変喜ばれております。こうした状況の中から、福祉医療制度は長年にわたり県民から喜ばれ、子供、障害者、母子父子家庭、高齢者等の命と健康を支えてきた制度であり、存続・拡充を求め、意見書の提出をすべきと主張するものであります。

陳情第12号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書、陳情第13号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書について、あわせて討論をいたします。

中等教育、高等教育の無償教育の斬新的導入を定めた国際人権社会規約13条2項の留保撤回が9月11日に閣議決定され、直後に国連本部に通告受理され、条約としての効力が発効しました。これは、日本政府が高校、大学までの段階的な無償化を定めた国際人権規約の適用を留保していた問題で留保撤回を決めたのであり、同規約の国連総会採択以来46年、半世紀ぶりの実現であります。日本政府は1979年に同規約を締結しましたが、13条の部分は日本に私学が多いなどの理由から留保しておりました。

こうした背景には、その留保撤回、無償教育の実現を求める国民の要求と運動の広がりがあり、教育全国署名運動は20年以上、全国各地で展開し、その留保撤回を求め続けてまいりました。中等・高等教育無償化条項は条約として発効し、誠実に遵守すべき憲法上の義務規定になったのであります。

日本の教育財政の水準は主要国最低であり、反面、授業料などの私費負担は最高ランク、世界一の高額費となっている状況であります。政府は、教育予算の飛躍的な増額、高校、大学の授業料無償化、学校納付金の軽減、給付制奨学金の導入など、中等・高等教育の無償教育の斬新的導入の総合的計画を早急に作成し、予算に具体化することが必要となっております。そのためにも陳情第11号の国への意見書提出の委員会採択は当然と言えるものであります。しかし、同趣旨の内容でありながら、陳情第12号は、愛知県に対しては、県は努力しており現状で十分と思う、陳情第13号は、県が十分負担していることと評価しているの、あえて採択しなくてもよいなどとして、二つの陳情については不採択であります。

2010年度から制度化された公立高校の授業料無償化と私立高校生に対する就学支援金が支給をされました。しかし、全国私教連の調査で、就学支援金が支給されても、学費滞納者や経済的に理由による中退者がおり、依然として深刻な状況にあることが明らかとなっております。経済的理由による中退者を生まないために、授業料減免の拡充、一定所得者以下世帯への学費全額免除など、私立高校生への抜本的な授業料負担の軽減は早急に実施しなければならない課題と言えるものであります。

私立高校に通う生徒に対しては、授業料補助として年額1万2,000円が当初のままの金額で見直しもされておられません。引き上げをして負担軽減を図る時期ではないでしょうか。

また、奨学金制度の所得基準の引き上げなど、すべての子供が親の所得にかかわらずひとしく教育を受ける権利を保障するため、父母負担の公私格差をなくし、教育の公平という立場から、陳情第12号・13号の採択を求めるものであります。

次に、陳情第14号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の採択を求める陳情書についてであります。

厚生労働省の厚生労働科学研究等で歯や口腔にかかる歯科医療が、糖尿病の管理を初め、致命的な疾患に至る高血圧症や動脈硬化、誤嚥性肺炎、認知症の予防など、全身の健康や介護、療養上の改善に大きな役割を果たすことが実証されております。8020

運動も全身の健康増進や医療費抑制に役立っていることも実証されており、取り組まれているものであります。

ところが、国の歯科診療報酬政策によって、歯周病治療や義歯治療が保険で十分行えないことや、また、先進医療、新規技術も高額な機器等の購入費にも見合わない低い評価となっております。歯科医師会のアンケートによれば、前年比較で患者数、保険、自費収入ともに減少した医院が6割、可処分所得も25%近くが年額3万円以下ということで、不況の影響が歯科治療にも反映しているものであります。また、患者の5割強が受診控えで、治療費を節約という結果も出ております。こうしたことから、歯科医師だけでなく、歯科衛生士、歯科技工士の労働環境も一段と厳しくなっております。

陳情にもあるように、患者や国民が安心して良質かつ適切な歯科治療を受けられるように採択して、国に意見書の提出を求めるものであります。

以上で終わります。

○議長（池田久男君） ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前9時51分

再開 午前10時01分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、原案反対の方の発言を許します。

14番、伊藤君。

〔14番 伊藤宗次君 登壇〕

○14番（伊藤宗次君） 議案番号50号 幸田町部設置条例の一部改正について、反対の立場から討論に参加するものであります。

この議案の提案理由は、行政サービスの向上を図り、社会情勢の変化に柔軟に対応する行政組織として整備をする必要があるからといたしております。行政サービスの向上は、いつでも、どこでも、どんなときでも使われる、いわばまくら言葉であります。社会情勢の変化と言われておりますが、情勢は常に変化し発展をするもの、これが情勢の見方の鉄則でありますから、これもさしたる理由はないものであります。

6部24課を2部3課ふやして8部27課にすることが柔軟に対応する行政組織なのか、そもそもここに疑念を持つものであります。組織を肥大化させて、柔軟に対応する行政組織だなどとする自己弁護と自己満足にすぎない言葉の遊びではないでしょうか。

組織の肥大化だという指摘がどうもお気に召さないようで、組織の肥大化の言葉がひとり歩きをするような話を進められてしまっただけは困る、こういう認識と感覚は住民目線とは相入れないものであります。

肥大化とは肥え太ることです。2部3課ふえることが肥大化でなくて何なのか。肥大化は、コンパクトでわかりやすい組織になり意思決定が早くなると今でも頑強に言い張っているものであります。

今、なぜ2部3課ふやさなければならない情勢にあるかということでもあります。組織の肥大化を強行しなければならない状況がどこにあるのか。総務委員会での質疑でも、合理的で積極的な説明はございませんでした。ただただ2部3課ふやしたい。ふやした

いからふやすのだという論法であります。情勢の変化に柔軟に対応とは、過去、短期間に多くの職員を採用し、一定年齢に達した今日、年齢にふさわしい処遇をどうするか。職員の給与や処遇は職階職務給の縛りがございます。その縛りを少しでも緩和させる手法、それは組織の肥大化であります。人事政策を優先させることによるもの以外にその道はなく、それが柔軟に対応する行政組織の整備という言葉と名前で語られているものであります。

他市町との比較対象の資料の提出がございました。14市町のうち、8部以上の市町は4町にすぎません。他市町に比べてそれほど多くはないとする答弁は、どこを見て、どこと比較しての答弁なのか。好き勝手な、思いだけの答弁だと疑問を持つものであります。

人事政策優先の組織の肥大化は、ポストづくりに対応した人事であります。その人事のかなめは、論功行賞であります。つまり、町長の意向に沿う職員の登用であります。能力評価で登用だといったしておりますが、その能力とは何なのか。その能力をだれが評価するのか。評価者はだれなのか。評価者に迎合する能力を持ち合わせている者の登用がその実態ではないでしょうか。

つまり、住民目線ではなく、町長の目線の能力評価であり、その基準は論功行賞であります。論功行賞とは、職員を支配する道具であり、そのための組織の肥大化が最大のこの議案の特徴であります。

組織を肥大化することによる問題点の一つ、それは、庁舎1階のレイアウトであります。限りある床面積、あれもこれもと配置する、わかりにくくする、そのことによるしわ寄せを受けるのは来庁した住民であります。使い古された実体のないワンストップサービス、盛んに強調されました。その姿を描き切れていないのが実態であります。ワンストップサービスだとか、フロアマネージャーだとか、総合窓口の設置だとかの言葉は思いつく限りたくさん並べられました。言葉だけがひとり歩きしていると指摘できるものであります。

さらに、庁舎1階のフロアのレイアウトを変えることで内部協議を重ねている、こういう答弁でございました。しかし、その実態は語られることはございませんでした。レイアウトを変えることで町民の税金を3,000万円以上使う模様がえにいかほどの意義があるのか。通路はくねくね曲がり、ベビーカーがうまく通れない、来庁者同士の肩が触れ合うなどの問題点が既に内部からも指摘をされています。来庁者の利便性を優先するのではなくて、町長好みのレイアウト、模様がえだと指摘でき、そのために3,000万円以上の町民の税金投入は、住民目線を強調されている町長にとって自己矛盾ではないでしょうか。

さらに分掌事務では総務部が企画部と総務部に分かれ、企画部長を筆頭部長に位置づけて、企画部は企み画策する部署であって、議会対応は内部対応であって引き続き総務だと答弁がございました。企画部は今後、町の企業立地であり、総合計画を策定する部署だとする答弁であります。まさに、へ理屈、は理屈のたぐいを思いつつままに並べ立てられたにすぎないものであると指摘できるものであります。

総務部は内部事務を担当し法制執務を担当するというものであります。それで議会

対応はいいのか、こういう懸念がわくものであります。さらなる内部検討をすべきであります。住民に一番身近な行政組織のありようは、簡素で効率的、住民本位の組織改革がその原点であります。この原点に照らし合わせて検証をすれば、住民サービスの向上には結びつかず、かえって住民が窓口で行き惑う姿が思い浮かべられ、ワンストップサービスとか、フロアマネージャーだとか、総合窓口の説明だとかは場当たりの場しのぎの答弁でしかございません。町長好みのレイアウト、模様がえに3,000万円以上の町民の税金を投入するための組織改革であり、論功行賞、町長に迎合する職員づくり、イエスマンづくりのための組織の肥大化だと指摘するものであります。それは社会情勢の変化に柔軟に対応する行政組織とは全く無縁であって、町長の自画自賛で自己陶醉の組織イズムにすぎず、住民にとってはわかりづらく、敷居の高い行政組織に移行していく過程であり、そのための部設置条例の一部改正であると指摘をし、討論いたします。

〔14番 伊藤宗次君 降壇〕

○議長（池田久男君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

次に、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

採決は、議案番号順に採決し、その後、陳情の採決をいたします。

まず、第50号議案 幸田町部設置条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第50号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第51号議案 幸田町職員定数条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第51号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第52号議案 幸田町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第52号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第53号議案 幸田町監査委員に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第53号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第54号議案 幸田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第54号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第55号議案 幸田町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第55号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第56号議案 幸田町道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第56号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第57号議案 幸田町道路に設ける道路標識の寸法等を定める条例の制定について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第57号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第58号議案 幸田町準用河川管理施設等の構造に関する技術的基準を定める条例の制定について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決

するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第58号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第59号議案 幸田町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第59号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第60号議案 幸田町都市公園条例及び幸田町下水道条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第60号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第61号議案 幸田町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第61号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第62号議案 幸田町営住宅条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第62号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第63号議案 幸田町営住宅等整備基準条例の制定について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第63号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第64号議案 平成24年度幸田町一般会計補正予算（第4号）、本案に対する委

員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第64号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第65号議案 平成24年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第65号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第66号議案 平成24年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第66号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、陳情第6号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書に対する委員報告は不採択であります。陳情第6号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第6号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第7号 生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める陳情書に対する委員長の報告は不採択であります。陳情第7号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第7号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第8号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善大幅増員を求める陳情書に対する委員長の報告は不採択であります。陳情第8号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第8号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第9号 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情書に対する委員長の報告は不採択であります。陳情第9号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第9号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第10号 「愛知県の福祉医療制度の存続・拡充を求める意見書」の提出を求める陳情書に対する委員長の報告は不採択であります。陳情第10号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第10号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第11号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書に対する委員長の報告は採択であります。陳情第11号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、陳情第11号は、採択することに決しました。

次に、陳情第12号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書に対する委員長の報告は不採択であります。陳情第12号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第12号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第13号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書に対する委員長の報告は不採択であります。陳情第13号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第13号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第14号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の採択を求める陳情書に対する委員長の報告は不採択であります。陳情第14号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第14号は、不採択することに決しました。

日程第3

○議長（池田久男君） 日程第3、議員提出議案第4号 幸田町議会委員会条例の一部改正について、議員提出議案第5号 幸田町議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について、議員提出議案第6号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書（案）の提出について、以上3件を一括議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

まず、議員提出議案第4号及び第5号について説明を求めます。

12番、内田 等君。

[12番 内田 等君 登壇]

○12番（内田 等君） 議員提出議案第4号 幸田町議会委員会条例の一部改正について 幸田町議会会議規則第14条の規定により、上記の議案を所定の賛成者とともに連署し提出します。

平成24年12月25日

提出者	幸田町議会議員	内田 等
賛成者	幸田町議会議員	水野千代子
〃	〃	鈴木 雅史
〃	〃	浅井 武光
〃	〃	夏目 一成
〃	〃	笹野 康男

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

幸田町議会委員会条例の一部改正について、改正の要旨を説明させていただきます。

提案理由でも申し上げましたが、地方自治法の一部を改正する法律が平成24年9月5日に公布され、同日から起算して6カ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされました。

この法改正に伴いまして、幸田町議会委員会条例を改正する必要が生じてまいりました。

地方自治法第109条第2項では、議員は、少なくとも一つの常任委員となることとされておりましたが、今回、この規定が地方自治法から削除されましたので、この部分について、幸田町議会委員会条例第7条第1項に委任するものであります。

地方自治法第110条第2項では、特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議される間在任するものとされておりましたが、今回のこの規定が地方自治法から削除されましたので、この部分について、幸田町議会委員会条例第5条第3項に委任するものであります。

第3項は、特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任するというものであります。幸田町部設置条例の一部改正及び幸田町監査委員に関する条例の一部改正に伴いまして、幸田町議会委員会条例第2条の表にあります各常任委員会の所管事項を改正するものであります。

その他の改正につきましては、字句の整理をいたしてあります。

以上が、幸田町議会委員会条例の一部改正の内容でありますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

続きまして、議員提出議案第5号 幸田町議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正であります。

幸田町議会会議規則第14条の規定により、上記議案を所定の賛成者とともに連署し提出します。

平成24年12月25日

提出者	幸田町議会議員	内田 等
賛成者	幸田町議会議員	水野千代子
〃	〃	鈴木 雅史
〃	〃	浅井 武光
〃	〃	夏目 一成
〃	〃	笹野 康男

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

幸田町議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正についての要旨を説明させていただきます。

提案理由でも申し上げましたが、地方自治法の一部を改正する法律が平成24年9月5日に公布され、同日から起算して6カ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すると、こういうこととされました。

この法改正に伴いまして、幸田町議会政務調査費の交付に関する条例を改正する必要が生じてまいりました。

地方自治法第100条第14項が改正され、政務調査費の名称が「政務活動費」に、交付の目的を「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、「その他の活動」が加えられました。当該政務活動費に充てることができる経費の範囲について、条例で定めなければならないものとされました。

したがって、題名については、幸田町議会政務活動費の交付に関する条例を改正し、本則の「政務調査費」は「政務活動費」に改正いたします。

改正条例第1条で、議員の調査研究にその他の活動に資するために必要な経費が新たに加わりました。

改正条例第6条で、別表の政務活動費使途基準に、新たに、その他の活動の範囲として、町政に関する陳情活動に要する経費を対象とするものであります。

その他の改正につきましては、字句の整理をいたしております。

以上が、幸田町議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正でありますので、よろ

しく御審議のほどをお願いいたします。

以上であります。

[12番 内田 等君 降壇]

○議長（池田久男君） 次に、議員提出議案第6号について、説明を求めます。

9番、水野君。

[9番 水野千代子君 登壇]

○9番（水野千代子君） 議員提出議案第6号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書（案）の提出について

幸田町議会会議規則第14条の規定により、次のとおり意見書（案）を、所定の賛成者とともに連署し提出します。

平成24年12月25日

提出者	幸田町議会議員	水野千代子
賛成者	幸田町議会議員	中根 久治
〃	〃	杉浦あきら
〃	〃	夏目 一成
〃	〃	大嶽 弘

提案理由

国の私学助成の増額と拡充を求める必要からである。

国の私学助成の増額と拡充に関する意見書（案）

私立学校は、国公立学校とともに国民の教育を受ける権利を保障する上で重要な役割を担っており、国においても学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を昭和50年に制定し、文部省による国庫助成たる各種助成措置を講じてきたところである。

しかし、地方自治体では、財政難を理由とした私学助成削減の動きが急速に広がっている。愛知県においても、「財政危機」を理由として平成11年度に総額15%、生徒一人当たり約5万円に及ぶ経常費助成（一般）の削減がなされた。その後、愛知県の私学関係予算は、国の私学助成の増額を土台に、経常費助成単価では徐々に増額に転じてきたが、平成19年以降は一進一退となり、この3年間は国からの財源措置（国基準単価）を下回る状態が続いている。そのために、少子化による生徒減とも重なって、多くの学園の経営は深刻な事態となっている。

また、私学の父母負担を見ても、愛知県においては、初年度納付金で64万円をこえ、授業料助成と入学金補助を差し引いても、学納金は平均で約40万円にものぼっている。そのために、昨今の不況も重なって、「経済的理由」で退学したり、授業料を滞納する生徒が急増している。また、過重な学費負担のため、私学を選びたくても選ぶことのできない層がますます広がり、学費の公私格差が学校選択の障害となり、「教育の機会均等」が著しく損なわれている。

このような状況下で平成22年度から「高校無償化」の方針のもと、国公立高校のみが無償化されている。私学へも一定の就学支援金が支給されたものの、今なお私学の生徒と保護者は高い学費、公私間格差を強いられている。私立高校は生徒の募集難に苦しみ、私学教育本来の良さを損ないかねない状況に置かれ、このままでは、公立とともに、

「公教育」の一翼を必死に担ってきた私学の存在そのものが危うくなるおそれもある。

愛知県下の高校生の3人に1人は私学で学んでおり、私学も、公立と同様に公教育を担う教育機関である。そして私学は、独自の伝統、教育システムに基づく教育を提供し、教育改革に積極的な役割を果たしてきている。

貴職におかれては、父母負担の軽減と教育改革を願う広範な父母国民の要求に応え、学校と教育を最優先する施策を推進することこそが望まれている。

よって、政府においては、国の責務と私学の重要性にかんがみ、父母負担の公私格差を是正するための就学支援金を一層拡充するとともに、併せて、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金とそれに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年12月25日

愛知県額田郡幸田町議会

(提出先)

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣 宛

以上でございます。

[9番 水野千代子君 降壇]

○議長（池田久男君） 提案理由の説明は終わりました。

これより、ただいま議題となっております議員提出議案3件について質疑を行います。まず、議員提出議案第4号について、質疑を許します。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（池田久男君） 以上で、議員提出議案第4号の質疑を打ち切ります。

次に、議員提出議案第5号について、質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この政務調査費交付条例の一部改正という中で、大変重要な問題点が指摘できるかなというふうに思います。

まず、その第1に、いわゆる、今までは政務調査費を今後は政務活動費と、こういうふうに名前を変えて、今までは調査研究というものに限定をされていた使い道、その使い道を政務活動費という形で拡大をする。それだけにとどまらずに、そのほかの活動代、これも範疇に入りますよと。交付の対象にしますよということでもあります。その他の活動とは何ぞやという形で先ほどの提案者の説明にもございましたが、その使い道については条例で定めなければならない。これが地方自治法の定めであります。

しかし、この対応の問題については、各市町さまざまに対応をする。こういう中で、この「その他の活動」というところに逃げ道をつくった。逃げ道をつくったということは、これは新聞報道も明らかにされておりますが、議員が懇親のために、いわゆる飲食

の席をみんなとともにすると、こういう懇親のために使うこともできる。それはその他活動だと。こういう形で、その内容が、無制限とは言いませんけれども、それに近いところまで拡大されてきた。こういう背景があるということです。たまたま幸田町の関係は、先ほども提出者の説明がございましたけれども、条例でそのほかの活動の範疇については定めていくと。その内容が定められる。しかし、事の本質の問題について、私は提出者に説明を求めたい。

それは、その他の活動というのは、今まで、その基準が、厳格というところまでは言いませんけれども、一定定められていた。しかし、今度はその他という形で際限もなく広げていくことができるという要件、それをつくられた。そういったものについての背景について説明がいただきたい。

○議長（池田久男君） 12番、内田君。

○12番（内田 等君） お答えします。

ただいま伊藤議員から、政務調査研究費を政務活動費にしたということに対して、その中のその他の活動とは何ぞやという、そういう内容であろうかと思うわけですが、今回の改正の一番の重要点というのは、やはり、今、御指摘のその他の活動ということであろうかなと、こう思うわけがあります。では、その他の活動たるは何ぞやということになるわけですが、従来のものよりもグレーな部分というのが若干ふえたかなと、このような感じもしないわけでもないわけがあります。そもそもあくまでも町政に関する。我が町幸田町の町政に関する陳情活動、要するに、その政治活動ということであるわけでありまして、それ以外につきましては、全く従来と変わっていないだろうなど。

例えば、一つ申し上げますと、議員として住民の皆さん方、あるいは町民の皆さん方に、それぞれの会派、議員の議会の内容についての報告だとか、そうした場合に、やはりどうしてもその場所の提供費、賃借料と申しますか、そういうものとか、製本の印刷費用、それにせっかく来ていただいたからお茶ぐらいはと、こういうことになるわけがありますけれども、やはりそれは何ととっても、その社会通念上、合理性、必要性があるということ、実際にそれを大きく逸脱するということは、これは認められないであろうと思うのですが、そういった内容について、この政務活動費の中で支出もできるようになったと。従来においては、そういった部分は若干不明確な部分もあったと思うのですが、それが位置づけをされたということであって、従来と大きく変わるというところは、そういった部分であって、全く変わったものではないと、私はそういうふうに考えているわけがあります。

ただ問題は、そうしたものにつきましては、やはり議員各位、あるいは会派、そういった方がきちんと説明のできる範囲であること、そういう内容でなければいけないと同時に、時の議長の判断というのも非常に重要性も増してくるだろうと。そのほか議長が認めたものと、こういう内容になっているわけで、何でもありきだということではないと私はそのように考えております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、その他の活動という点でいけば、歯どめがなくなってい

ますよと、こういうことであります。

それともう一つは、この政務活動費、その原資は町民が納めた税金だと。いわば幸田町は月額5,000円、年間6万円、それが多いか少ないかは別にしましても、町民が納めた税金から政務活動費という形で支出をされる、一面、議員の第2給与的な要素、内容も持っている、そういう側面は私はきちんと見ていく必要があるなど。そういう中でその他の活動というところまで使途の基準を広げてきた。その背景は何かという点でいきますと、このさきの通常国会で、これが急遽出された。そして、本会議で採決する直前になって、当時の民主党、自民党、公明党、国民の生活が第一、こういう政党が修正案を出した。修正案を出して、そのほかの活動という中で、際限もなくという形がつけられた。そういう点でいけば、議員に配られましたが、「地方自治法の改正について」、こういう全国町村議長会の名前で出された資料をいただいております。

ページ数が打ってないわけではありますが、ほぼ真ん中に近いところで、政務調査費と政務活動費の対象経費という形で、イメージというものがあります。実線の部分で囲ってあるのが政務調査費、そして、点線で囲ってあるのが政務活動費、こういうふうに分けてあります。そうした中で、改正後の政務活動費については、政党活動、選挙活動、講演会活動、そして私人、いわゆる私という私人としての活動というところまで範疇が広がっております。それについては、さすがに採決の中では政党活動あるいは選挙活動というものが削除されてまいりました。

しかし、そうした中でも、私人、私としての活動も交付の対象になるよと、こういうことであります。議員が活動をするときに必要な経費を政務調査費、政務活動費で賄っていくといったときに、議員が何で私になるのか、私人になるのか。私人という名前を使えば際限もなく公費が使われていく。そもそも議員は四六時中公人であります。ですから、飲酒運転で事故を起こせば、あるいはひき逃げ等物損事故を起こせば社会的に糾弾をされる。それはなぜか。一般の人よりも、「私はきょうは私人だ」と言って事故を起こして済まされる問題ではない。こういう私人と公人の使い分けをして公費支出を認めるという点からいけば、今回、この条例の改正の内容で、その他については調査活動に限定、陳情活動に限定という形ではあります。

しかし、それは一面、そのほかの活動というところに広げられた。それは住民のオンブズマンがそれぞれの市町でいろいろな使われ方をされているものをチェックされる。チェックされて訴訟に発展をした事例が、もう既に私ども知っている限りでは全国で70件あると。そういう中で、46件が不適切な交付であるといって返還を求められた事例がございます。そういう訴訟のリスクを議員の側が減らしたい。住民の側からすれば、政務活動費がやみの中に入ってってしまう。訴訟を起こそうと思っても、そのほかの範疇に入っていってしまうとなかなか難しくなるという点からいけば、その他の活動の字句の問題については、提出者について、どうのお考えかということと、もう一つは、先ほど申し上げた自治法の改正の関係のイメージ図というものについての見解をお尋ねをいたしたい。

○議長（池田久男君） 12番、内田君。

○12番（内田 等君） ただいま議員から御指摘がございました。皆さん方のお手元に資料

として配付されていると思いますが、このイメージ、やはり従来と大きく変わるところというのは、若干の範囲が広がったと、こういう程度で、従来から認められないもの、今言われた政党活動とか選挙活動、あるいは講演会の活動、それから、私人としての活動ということになるわけですが、あくまでも我が町の町政に関するということであって、私人に関するということではないわけですし、私人ということになれば、これは当然認められる範疇ではないと、このように私は認識をしております。

ただし、いろいろな面において、今言われた内容の中で、イメージ的に見て、その範囲が広がったのではないかと、何でもありきではないかということですが、そうは言っておられないようですが、今回、実際問題、政務調査費というものから政務活動費に変わってきたというのは、そもそも原点はといえば、調査をするには当然動かなくては行けないと。動かなくては行けないということは活動するということなので、私は全くイコールだなどと思うわけで、では、その中身はというと、従来から条例で定めている内容で認められないものというのははっきりしているわけですが、その第6条の別表を見ていただいても私は理解をしていただけていると思っております。

今回、その中で本当に町政に関するという大きな限定をしているということは事実なので、そういったところからして、何も無限大に広がったと、そのような認識は全く持っておりません。若干緩やかになったということは確かにあるだろうなということで、それが議員の政務活動に優位に、優位にといいますか、幅が広がることによって活動範囲が広がるということになれば、議員活動として大いにいいことであろうと、このように私は感じているところであります。今、議員が指摘されるような内容で無限大ということにはならないわけで、やはり若干グレーな部分はあることは、これはあるかもしれません。これは数年後にまた改正されるかわかりませんが、現状ではこういうふうに変ったということであって、これは決して我々の議員活動、あるいは議会活動、そういったもの、あくまでも町政ということが限定でありますので、そういう意味で無限ではないというふうに私は思っておりますし、御理解のほどをお願いしたいと思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この政務活動費あるいは政務調査費、その法的根拠というのは、地方自治法の100条で、議員の調査権と、こういうものを認めているわけです。その議員の調査権という地方自治法の定めに基づいて、今、提出者が言われたように、調査するにはやはり費用が伴ってくる。その費用を政務調査という形で使っていく。その道を開いたのが、それぞれの市町が、今回、条例改正を含めて、その他活動まで広げていく中での使途基準がつくられていく。

しかし、先ほども申し上げましたように、その原資は何かと。それは住民の納めた税金だと。住民の納めた税金が地方自治法の100条で議員の調査権を認めた。その認めた財源的な裏づけとして出されてきている内容だということだと。そういう点でいけば、先ほど少し申し上げましたけれども、この改正に伴うイメージ図、そういうものが際限なく広がってくる。そして、国会で採決間際になってから、民主党、自民党、公明党、国民の生活が第一という形で修正案を出し、全国そこらじゅうで住民のオンブズマンが訴訟を起こして、中には1,000万円を越す返還が6件求められている。こういうものを

減らしていきたいと。提出者も言われたように、グレーな部分がある。そのグレーな部分をさらに広げて、使い勝手のいい政務調査費、活動費にしようというねらいというのは私はあるかと思うわけですが、そうした点で、先ほど提出者も言われましたけれども、多少グレーな面があるという、そのグレーな面というものをもう少しわかりやすくしていただくと、グレーがホワイトになるかなというふうに思いますので。

○議長（池田久男君） 12番、内田君。

○12番（内田 等君） では、グレーな部分は何ぞやと言われても、今ここで、こういうことがグレーだとか……。そのグレーというのは、あくまでも、この政務調査費の交付を受ける側が説明責任が当然あるわけですから、その説明がきちんとできないような部分は、これは白黒がはっきりできないですが、その部分でどちらともとれないような部分、臨機応変にと、ケース・バイ・ケースだという、そういう内容がグレーだと、こういうふうに私は認識をするわけですし、確かにおっしゃるとおり、あくまでも公費であることには間違いはありません。公費を無限大にということではないわけで、大きな制約の中で、この政務活動費という内容で名目も伺ったわけですが、グレーたるは何だと言われても、あくまでも説明責任が果たせるものでなくてはならないということが前提として、説明もできないような部分の交付を受けることは、これはもちろんできないわけなので、その辺のところのケース・バイ・ケースだと。時と場合によってはという部分がグレーだと、こういうふうに私は考えているところであります。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

以上で、議員提出議案第5号の質疑を打ち切ります。

次に、議員提出議案第6号について、質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この私学助成にかかわる国への意見書という形で、この賛成者の中にも文書の表現というものについて、たけた人がおみえになるなというふうに私は見ておりますが、その本分の中で、提出者もこれを説明するに当たって、何カ所か言いよどみをされておりますよね。それは、この本分の中の上から2行目の中で、「学費の公私間格差」と、これは一般的に言われる。しかし、ずっと下がって下から七、八段目に「学費の公私格差」と。それをもう少し行くと、今度は「公私間格差」というのがあります。つまり、「間」という字。もう少し悪く言えば、「間が抜けている」と。片や公私間と言いながら、片や公私と言って間抜けにされた。この意味合いはどこにあるのかということをもまず説明がいただきたい。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 今のは公私間格差と公私格差でございますが、その意味合いがどこにあるかということでございますが、意味合いは特段ございませんので、よろしくお願いたします。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 特段にない。先ほどの議案の関係からいけば、これは言ってみれば、幸田町という一つの団体の内部の問題。しかし、これが後ほどの採決の中で国への意見

書ということになりますと、ありますように提出先は内閣総理大臣、総務・財務・文部科学省というそれぞれの大臣に幸田町議会という組織の名前で意見書が送付をされる。送付をされたときに、「特段の理由はございませんけれども、間抜けの文字でごめんなさい」と。少なくとも文章表現には造詣が深い人がみえるので、文章についてもたけた人がおみえになるので、十分な議論がされて、ここでは公私間格差だと、ここで公私格差だと、こういう使い分けがされてきちんと文章にされたのだなという私は理解をするわけですが。ということは、結果的に特段の意味はございませんよと。しかし、間が抜けておりますけれども、要は、間抜けになったのは、意見書（案）の案分をその団体が持ってきたので、そのままコピーして出しましたよと。十分な議論もせずに、字句の問題、内容の問題もさらっと目を通して、あとはコピーで、必要な提出者と賛成者の名前を連ねましたよと、こういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 委員会におきまして、この意見書（案）を朗読させていただきました。その中で特段の質問等、また、訂正したらという御意見がございませんでしたので、これを提出させていただいたところでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 何といいますか、ざっぱな話を今、提出者は言われた。しかし、そもそも意見書というものは何なのかというものの理解はきちんとやっていただきたい。委員会の中で朗読を申し上げまして、皆さんの御意見はございませんでしたよと。委員会でおやりになった仕事ですか。意見書というのは、陳情なり、請願なりが付託をされた委員会で請願、陳情なりを採択して、その陳情や請願の中で、国へ意見書を出してくださいと、こういう請願なりの趣旨を採択されたと。採択した委員会だから、委員会として議論をするなどという、このようなばかなことを言ってもらっては困る。

少なくとも、この委員会条例やら会議規則等を含めて、意見書は提出者のほか1名の賛成者があればできると。委員会という組織の名前を使って云々などということではないはずなのです。それをざっぱな話として、「いや、これは担当の文教福祉委員会で議論をしましたよ」と言われると、「ちょっと待ってくれ」と。会議規則も含めた形の中で、それが正確な理解の仕方かどうかという点ではどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 委員会の中で、やはり、私たち委員会として、この案を出させていただくのに当たりましての朗読をしたという、そういう内容でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、委員会の中でどういう議論をされようと私は関与しようとは思いません。しかし、この意見書の議論を文教福祉委員会でおやりになったというところを一番問題にしているのですよ。何で、そのような付託をされているのか。委員会は本会議から付託されているのか。それは、会議規則等を含めて、意見書を提出できるのは、提出者のほかに1名の賛成者があればいいよと、こういう中で、委員会がどうのこうのなどということを出されてしまうと、「幸田町議会はちょっと待ってくれ」と。

原則的なことをきちんと理解していただかないと、今後、このようなものは幾らでも出てくるわけです。そうしたときに、総務委員会の議論を経まして意見書を出しましたと、そういうばかなことを言ってもらっては困るわけです。

会議規則、地方自治法、こういうものはきちんと私は会得をしていただきたい。そのために今、申し上げているわけであります。ですから、委員会がどうだとか、こうだとか、その内輪の話は内輪の話にしておかないと。提出者である水野議員が、この指とまれと言って、どうだと言ったら、皆さん、ほかの4名の方が「よっしゃ」と言って、この指にとまったというだけの話で、それが文教福祉委員会だとか何とかという組織の名前を使っていたでは困るということなのです。それは会議規則等を含めて、そういう内容になっております。

そういった点で、私は正確な理解を求めたいと思います。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） この意見書（案）は、地方自治法の第99条の規定によって、幸田町議会として提出をするものだというふうに理解をさせていただいております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、地方自治法の規定に基づいて議会が議決をして、提出の仕方の問題。提出をするときにどこに法的根拠を持つかといったら、今言われたように、99条です。それはここにあるように、会議規則第14条と。99条と14条とは全く関係ないわけなのです。では、会議規則はどうなっているのか。それは、提出者のほか1名の賛成者をもってということになっているので、そこに議会内部の組織の委員会の名前を持ち出していただければ困りますよと。そういう理解ではだめですよということを申し上げた。提出すること自身は地方自治法の規定に基づく。しかし、議会に出すのは、会議規則の第14条の規定に基づく。では、会議規則14条は委員会という名前が使ってありますか。別に文教福祉委員会だとか、産業建設委員会だとか、総務委員とか、そういうことではなくて、議会の委員会という規定があるのか、ないのか。ないものを内輪の話として文教福祉委員会で協議しましたよというのは、それはそれで別に否定するものではない。しかし、こうした本会議という公の席で、文教福祉委員会で議論をした結果がこうなっておりますよと。間抜けな文章ですけれども、特段の意味はございませんよと、こういうことなのです。そういうばかなことを言っていてはいけません。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） この意見書（案）につきましては、ここにございますように、幸田町議会会議規則の第14条の規定によって、次のとおりに意見書を提出する、そのように理解をさせていただいております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、それはそれで結構だと。だから、「所定の賛成者とともに連署し」というのは、たまたまこの5人の方は全員が文教福祉委員会の委員だと。たまたまなのです。たまたまであって、それは委員会がどうのこうのなどということを行っているのではない。先ほどから何回も申し上げますけれども、提出者のほか1名の賛成者があれば、例えば、提出者が文教福祉委員会にいて賛成者が総務委員会にいる、あ

るいは産業建設委員会にいる、それは関係ないのです。委員会が違ってはいけないなどということは書いてない。要は、提出要件を満たせばだれでもできますよと。そうしたときに文教福祉委員会で議論をしましたなどという理解と解釈では困りますよということをお願いしている。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 初めに申し上げました意見書（案）の文書の取り扱いについて、私も文教福祉委員会の中でという言葉を使いましたが、それは別段、文教福祉委員会の中で審議する問題ではございませんでした。文教福祉委員会に付託された文書ではございますが、その中で審議して意見書を提出する、そういうものではございませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、文教福祉委員会に付託されたのは陳情です。陳情の趣旨をよしとして採択したのは文教福祉委員会。そして、その陳情を採択した結果、国への意見書を提出してくれという、その内容までは、それは皆さん、オーケーしたわけだ。その後、国への意見書の関係は、会議規則第14条、提出者のほかに1名があればよしということが原則で、先ほど私が申し上げた内容は、この意見書の中に間抜けの字句がありますけれども、それはどうされましたかと言ったら、文教福祉委員会で議論をして特段の問題はございませんでしたと、こう言われるから、それはちょっと待ってくれと。文教福祉委員会で議論をする内容ではございませんよと。この一番の理解をしていただきたいことを申し上げた。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 伊藤議員の言われることは理解をさせていただきました。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

以上で、議員提出議案第6号の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております議案を会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（池田久男君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時25分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議員提出議案3件について、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

14番、伊藤君。

[14番 伊藤宗次君 登壇]

○14番（伊藤宗次君） 議員提出議案第5号 幸田町議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正についてでございます。

この議案は、条例の表題を政務調査費から政務活動費に改めるものであります。なぜ表題を改めなければならないのか。それは、現在の政務活動費は、その用途を調査研究に限定しているもので、そのほかの活動を追加することによって、つかみどころのない使い道へと拡大をしていくものであります。そもそもこの条例改正は、さきの通常国会で、政府提出の法案に対して民主、自民、公明、国民の生活が第一などが密室で談合をし、突如共同で修正案を提出し、内容が追加されて、十分な議論もないままに可決・成立をさせたものであります。その内容については詳しくは触れませんが、地方自治体への統制強化につながる国などによる違法確認訴訟制度の創設、あるいは地方議会制度の見直しについても行政機関に対する議会としてのチェック機能を後退させかねない内容を含むものであります。

民主党政権は、政権の交代直後から地域主権改革の確立に向けた地方自治法の抜本的な見直しを掲げ、その中心は憲法、地方自治法に基づく二元代表制を事実上否定する地方自治法基本法の制定を企む内容がその大もとにあるからであります。

政務調査費について、その改定も民主、自民、公明などの修正提案は、イメージ図に示されているように、議会の議員としての活動に含まれない政党活動、選挙活動、講演活動、私人としての活動費もその支給対象に含めるというものであります。こうした底なしで国民の税金を使うことができるようにしたのが、民主、公明、自民などの密室談合政治の企みであります。

その他の活動を基準に追加することは、政務調査が議員の第2給与と化している乱脈ぶりに対して、70件を越す住民訴訟が提起をされ、そのうち47件が違法支出と認定をされ返還する実態があることから、民主、自民、公明などの共同修正提案者は、飲食つきの懇親にも使いたい、さらに訴訟のリスクを回避し、使い勝手のいい政務活動費に名前を書き改め、さらに使い道の基準にその他の活動を追加することによって、およそ議員の調査研究と関係のない使い方でも合法化できる道を広範に与えたもので、いわば政務調査費を野放しにする悪法であり条例改正であると指摘をするものであります。

そもそも議員がなぜ私人になるのか。私人の資格で公費を使うなどの感覚、認識は公費感覚が全くないものを指すものであります。共同修正案の提出者の認識と感覚がここにあります。議員活動に対する公費支出のあり方は、十分な透明性と住民合意が確保される中で、議員活動にふさわしい基準を検討してしかるべきであります。しかし、政務調査費をめぐって、今、問題になっていることは、その使い道そのものについて、税金を充てることの是非や合理的な説明も議論をなされていないまま、使い道を拡大する修正案を民主、自民、公明などが突如追加し、可決・採決を強行してきた経過など、とても住民の理解が得られるものではないと指摘をし、討論といたします。

[14番 伊藤宗次君 降壇]

○議長（池田久男君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

次に、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

反対なしと認め、反対討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

まず、議員提出議案第4号 幸田町議会委員会条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議員提出議案第4号は、原案どおり可決されました。

次に、議員提出議案第5号 幸田町議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、議員提出議案第5号は、原案どおり可決されました。

次に、議員提出議案第6号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書（案）の提出についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議員提出議案第6号は、原案どおり可決されました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

今回の定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（池田久男君） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

これにて、平成24年12月3日招集された第4回幸田町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時34分

○議長（池田久男君） 閉会に当たり、町長のあいさつを行います。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） 今定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつをさせていただきます。

議員の皆様方におかれましては、本定例会に当たりまして、去る12月3日から本日までの23日間の長きにわたり、大変御多用中にもかかわらず終始御熱心に審議いただき、私どもが提案させていただきました全議案とも可決・承認を賜りましたことを心から感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございました。

成立いたしました各議案の執行に当たりましては、本会議・委員会の審議の際にいただきました御意見・御提言等を十分に留意いたし、今後の行政執行の面に生かしてまいりたいと存じます。よろしくお祈りを申し上げます。

また、8名の議員の方からいただきました一般質問につきましては、どなたの質問も時機を得た内容で、その都度答弁させていただきましたが、さらに検討を加え、今後の町政推進に生かしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお祈りをいたします。

ここで、2点ほど御報告と御案内を申し上げます。

1点目でございますが、交通死亡事故ゼロ1,500日達成の件でございます。

平成20年10月27日から続いております死亡事故ゼロが1,500日となりました。これに伴い岡崎警察署長から交通安全推進協議会へ感謝状が贈呈をされました。今後とも町民と一丸となって死亡事故ゼロに努めてまいりたいと思っております。

2点目でございます。新年のイベントの件でございますが、年明けになりますと出初め式、1月5日、凧揚げまつりが1月13日、また、1月14日に成人式、そして、新春駅伝・ファミリージョギング大会を27日に開催をいたします。この件につきましては、よろしく御支援・御協力のほどをお願い申し上げます。

ことしもあと残すところ1週間ほどで終わるわけでございますが、年の暮れから年明けにかけて、ますます寒さが厳しくなると思われまします。議員各位には体調管理にはくれぐれも御留意いただき、迎える年が幸田町と皆さんにとって幸多い年でありますように御祈念申し上げ、閉会に当たってのお礼のごあいさつとさせていただきます。

本当にありがとうございました。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（池田久男君） 議員各位には何かと御多忙の中、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、議事進行に御協力いただきまして、まことにありがとうございました。

理事者各位には、成立した議案の執行に当たっては、適切に運用されますようお願いいたします。

ことしも余すところわずかとなりました。新しい年がよい年でありますことを心から御祈念申し上げます。

以上であります。

大変御苦労さまでした。

これにて散会いたします。

散会 午前11時38分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成24年12月25日

議 長 池 田 久 男

議 員 笹 野 康 男

議 員 内 田 等